

公益財団法人全日本軟式野球連盟 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「連盟」という。）が保有する個人情報につき、連盟個人情報保護方針（平成17年5月19日制定）に基づく基本規定であり、適正な保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本規定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
- (2) 本人とは、個人情報によって識別される特定の個人
- (3) 個人情報保護管理者とは、会長より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者
- (4) 利用とは、連盟内において個人情報を処理すること
- (5) 提供とは、連盟以外の者に、連盟の保有する個人情報を利用可能にすること

(適用情報の取得の原則)

第3条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2. 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(特定の機微な個人情報の取得・利用・第三者提供の禁止)

第4条 次の各号に掲げる特定の機微な個人情報については、これを取得し、利用又は第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び本人の同意があり、かつ業務遂行上必要な範囲においてはこの限りではない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 保険医療及び性生活

(取得の手続)

第5条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

(本人から直接に個人情報を取得する場合)

第6条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的
- (2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、当該情報の受領者または受領者の組織の種類、属性
- (3) 個人情報の取り扱いを委託することが予定されている場合は、その旨
- (4) 個人情報を与えることは、本人の任意であること、及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
- (5) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための手続き

(本人以外から間接に個人情報を取得する場合)

第7条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は前条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 前条第2号に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

(個人情報の利用の原則)

第8条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

第9条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第6条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人同意を得るものとする。

2. 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

第10条 個人情報を第三者へ提供又は共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の第三者提供の原則)

第11条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

2. 個人情報を第三者に提供する場合は、第6条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。
3. 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報管理の原則)

第12条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第13条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

2. 個人情報は、施錠の可能な場所に保管し、鍵は、個人情報保護管理者又は当該個人情報の利用をゆるされた者が保管するものとする。
3. 個人情報の保存されている情報システム、情報機器については、外部媒体の接続及びネットワークへの接続を制限するものとする。
4. 個人情報の保存されている情報システムへのアクセス記録は、合理的な期間これを保存するものとする。
5. 個人情報保護管理者は、本連盟が保有するすべての個人情報の収集項目、利用目的、保管期間、保管方法、破棄方法など台帳として管理・作成し、各年度内に一度以上更新を行うものとする。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2. 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第15条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。

(消去・破棄の手続き)

第16条 個人情報の消去及び廃棄は、当該個人の利用目的が終了した後、合理的な期間内に、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するため、記憶媒体を物理的破壊するなど適切な方法により、なし得るものとする。

(個人情報保護管理者の任命)

第17条 会長は、事務局長を個人情報保護管理者として任命し、連盟内において個人情報の管理業務を行わせるものとする。

(報告義務)

第18条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそ

れがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、会長に報告し、かつ、関係者に適切な処置を行うよう指示するもの3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した者は、連盟定款及び連盟規程ならびに服務規程の定めるところにより懲戒に処するものとする。

(苦情及び相談)

第19条 個人情報保護管理者は、個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して本人からの苦情及び相談を受けて対応するものとする。

(見直し)

第20条 適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。

(コンプライアンス・プログラムの管理)

第21条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを行った際は、当該内容を改定履歴に記載し、管理するものとする。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成25年1月7日から施行する。